

指定介護サービス事業所 管理者 様
高齢者福祉施設 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長

豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所に対する
物価高騰対策事業について（通知）

日頃より、本市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

豊中市では、物価高騰の影響が長引く指定介護サービス事業所・高齢者福祉施設への支援を実施することとなりました。

つきましては、本給付金事業の主旨をご理解いただき、別添資料を参照のうえ、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 支給対象となる事業所・施設

令和 7 年(2025 年)6 月 1 日現在、豊中市の指定を受け、または届出を終えており、かつ豊中市内に所在して運営している、豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）別表 1 に定めるサービスを提供する指定介護サービス事業所及び高齢者福祉施設。

※要綱については市ホームページでご確認ください。

2 支給内容

給付金額は、豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援事業所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業実施要綱別表 2 のとおり、介護サービス種類や定員規模に応じて設定した金額を支給します。なお、給付金の支給は対象となる事業所・施設につき 1 回とします。

3 申込み期間

令和 7 年(2025 年)7 月 1 日（火）～ 令和 7 年(2025 年)9 月 30 日（火）【厳守】

次頁あり

4 申込み方法

「豊中市電子申込システム」による申込み

※ 原則として書類、メール、ファクスでの受付は行いません。

豊中市ホームページ

事業者のみなさんへ→物価高騰対策事業

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/kaigo_jigyosya/kyoutuu/bukkakoutou_kourei.html

上記のリンクをクリック、もしくは豊中市ホームページのトップから、「ページ番号検索」で「117064864」と検索してください。

5 注意事項

- ・当該事業への申込みは、別紙の「豊中市高齢・障害福祉・障害児通所支援所・児童福祉施設等に対する物価高騰対策事業フロー」に基づき、適切にご対応ください。
- ・振込を行う指定口座は、指定金融機関の最新情報（金融機関名、支店名）を確認し、記載誤りや記載漏れがないようご注意ください。指定口座情報が正確でない場合は支払いができず、他の事業者への振込にも支障をきたしますので、くれぐれもご注意ください。
- ・豊中市が実施する物価高騰対策事業は、大阪府の事業とは別事業です。大阪府への申請とは別に、豊中市への申込みが必要です。

6 問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 第二庁舎3階
豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
TEL：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146
E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp